

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年8月26日(金) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 事務局 前田 篤史 書記 峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地の合意解約について(農地法第18条第6項)
 - (2) 農地改良届出書について
5. 議 事
 - 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(7月分再協議)
 - 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - 議案第21号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第23号 農地のあっせん申出について
6. その他
 - 長崎県農業会議による地区別研修会(総会終了後(14時半頃)から17時頃予定)

事務局長	<p>令和4年度第5回目8月期の東彼杵町農業委員会総会を開催します。本日は農業委員さんの出席は14名です。推進委員さんは、1番の琴浦委員さん、12番の福島委員さんが欠席ということで12名の出席となります。それでは西坂会長お願いします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>今日は終了後に長崎県農業会議による研修会ということで、できるだけ簡素に分かりやすくお願いしますということをお願いしていますが、研修会ですので、眠たくなったりする可能性もあるので、頑張ってお受けいただきたいと思いますけれども、今日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事にはいらさせていただきます。</p> <p>3番、議事録署名委員の指名についてということで、7番の森計人委員と、8番の西田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。4番の報告事項(1)農地の合意解約について、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>総会資料3ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。</p> <p>彼杵宿郷2379-1、地目が畑、茶畑です。面積5,256㎡で、基盤強化法で借りられています。最近更新をされております。令和4年の3月に更新して、令和9年の3月までの予定だったんですが、令和4年8月に解約となっております。</p> <p>理由としては、霜害等による被害が大きいということで、霜が結構あったということで採算が合わないというような内容でございました。</p> <p>通知の原本があるんですけど、総会資料が52ページに亘っているということで添付を省略しております。場所につきましては4ページに位置図を載せています。赤木の交差点、長崎部品さんがあるところから少し上ったところですね。ロータリーのところですけども、ここです。近くの借りる方に相談してみたんですけども、なかなか借りるという返事は得られていませんので、届出人にあっせん届を後々出していただかないといけないのかなと思っている状態です。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今事務局から報告があったようにですね、恐らくあっせん届が出てくるのかなと思いますので、近くを通られている方は、よく場所は分かってられると思いますけど、そういうことで、もし借りられる方がいらっしゃるようでしたら、声掛けでもしていただけたら助かります。赤木の集団茶園の真ん中あたりですので、そこが荒れてしまうと見栄えとかですね、かなり良くないところだと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(2)番の農地改良等届出書についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページをご覧ください。</p> <p>東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告いたします。2件ございまして、まず1件目でございます。蕪郷1499、現況は茶畑で、</p>

	<p>面積 2,473 m²、農地改良の目的は、近年の大雨により土の流出が拡大し作業が困難であるということで改植に合わせて整地をされるというような内容です。施工時期は許可後の 9 月 1 日から年度内の施工予定。</p> <p>本人の誓約書と、所有者の同意書につきましては、申請人の名義なので不要と、隣接農地は 4 件ございまして、それぞれ隣接農地の同意を得られております。</p> <p>本人の誓約書なんですけど、今まで付けたことがなかったもので、どういうことを書いてあるかということの説明しますと、資料は付けてないんですが、9 項目くらいありまして、かいつまんで、『目的のとおり期間内に工事完了し、耕作します。』と当たり前のこととか『里道、水路などの公共物の境界確認、改造などは事前に所定の手続きをします。』とか『水利関係者、隣接関係者とは十分協議のうえ施工します。』とか、あとは、『施工中及び完成後、隣接農地等に被害が生じた場合や隣接地所有者等から苦情等が出た場合は、責任を持って対処します。』というようなことを誓約書として付けていただいています。参考に補填させていただきました。続けます。6 ページに、蕪郷の位置図を載せております。赤枠のところは場所でございます。7 ページが届出の原本ですが、内容につきましてはさっき説明した内容と同じなので省略します。8 ページ 9 ページは写真です。</p> <p>ページ飛んで、6 ページの下段の写真に①②③④と番号を付けておりまして、その方向から撮っていると考えてください。8 ページは北側から撮っているんですけど、①と、①からもうちょっと上ったところから撮ったのが②ですね、で東側から撮った③と、北東側から撮ったのが④となっております。写真からでもだいたい分かるかと思いますが、高低差が結構あって、あと東西方向も湾曲しているということで、切り盛りをするのと平らにするというような内容です。</p> <p>10 ページが平面断面図ですね。北側の B の方に 1m 盛り土、石垣ですね、南側の A の方は 2m 切り土をして土羽張りブロックをすると計画をされております。東西方向はちょっと湾曲しているので、断面図までは作れなかったとのことでした。</p> <p>11 ページが、被害防除計画書ですね、かいつまんで言いますけども、① (1) 届出地の造成計画、盛土が最大 1m、切土が最高 2m となっております。</p> <p>A の方ですね、10 ページで言うと、A の方がこの切り土をするにあたって、ここが町道じゃないかなという話が現地でも出まして、確認しましたところ町道でした。ブグデ線という町道だったんで、事前に建設課にこの改良の旨を話していただいて、勾配等を確認するように指導していきたいと思っております。以上です。</p> <p>議長 ありがとうございます。本日は現場確認と一緒に改良届の現状確認を行いました。担当地区の出口委員さん補足等ございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>出口委員 4 番出口です。事務局長と会長、事務長と私と林田委員と行ってまいりました。建設する道が町道かどうかとなりまして、後で調べてみるということでしたので、町道だったということで、多分、少し幅を置いて移動になるんじゃないかなと思うんですけど、そこに丸いブロックを、ブロックというかコンクリをするということでしたので、</p>
--	--

	別に問題はないかなと私は思いました。以上です。
議長	ありがとうございました。引き続き5番林田委員、何か補足等ありましたらお願いします。
林田委員	5番林田です。今言われたように現地確認をいたしました。町道の方ですね、若干敬遠されるということで、水が茶畑に入ってくるので、ちょっとその辺を盛土をしてですね、あとはコンクリブロックをするようなことを言われておりましたので、特に問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。推進委員の田中推進委員さん何かないですか。
田中推進委員	10番の推進委員の田中です。ちょっと私も立ち合いに遅れたもんですから、皆さんが仰る通りだと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。ということで、今報告にあったとおり特段問題はなかったということで、この件につきまして、この内容でよろしいでしょうか。 (はいの声)
議長	引き続き、もう1件について事務局の方からお願いします。
事務局	12ページをご覧ください。彼杵宿郷2435-2、2436-1、赤木地区です。現況が茶畑で、3,636㎡、農地改良の目的が管理作業効率の向上と作業安全性改善のためということで、こちらも来春改植を行うということで、2段を1段にするような改良を行いたいということでございました。 施工時期が10月から1月まで、本人の誓約書はとっています。土地所有者の同意書も得ています。隣接農地が2件、こちらも同意書を提出されております。 位置図が13ページです。下の写真の方に左下に書いてありますが、2436-1は東側の部分のみ、赤は1筆の枠になっておりまして、右側だけ改良されるということになっております。15ページが平面図と写真になんですが、番号が縦向きと横向きと見にくくておりましてすみません。 ①②③とありまして、道路側から撮った①と、下の段が②となります。奥の方にあるのが下の段です。ちょっと下がっています。その上にあるのが③ということ、③の右の方に②の茶畑があります。16ページです。上下で、施工前施工後になるんですが、施工前の方で、2436-1、2/2と書いてあるところですけども、こっちの方が低くなっていると、2435-2、五角形みたいになっている方が高くなっているということで、この高さを合わせるとということで、低い方に合わせたいということで、施工後は2筆を1筆にして作業道がぐるりと回るといったような内容になっております。17ページです

	<p>が、左側が施工前で、右側が施工後です。右の施工後で赤の斜線でしてあるところ、ここが切り土を行うところ。ズバツと切ってなるべく平らにすると、ちょっと凹凸は出るかなということでしたけれども、こうしたいということでした。A'の方なんです、16 ページでいうと、改良する方の右側、2435-1 こちらの方が改良した後の方が低くなるので、そこの際にはコンクリートブロックを立てかけるという予定のようです。18 ページが被害防除計画書です。切り土を行うのが最高 1.6m と、(2) の被害防除措置はウの法面保護をする（コンクリート壁）ということで、さっき言いました A' のところですね。計画をされています。簡単ですけども以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その場所がですね、私の担当場所になっておりまして、たまたま 15 ページ写真上の右側を私自身が借りて作っておりまして、3,4 日前ですけど現地の立ち合いも行いまして、先ほど事務局の方からの説明がありましたように、上の写真で見ると、横に向いている茶園の高さに合わせて、この縦になっている部分をとってしまうというような形で、その左側の茶畑に合わせるという形で。特段、盛土等はなく切り土は若干ありますけど、盛土とかないので特段問題はないかと思えますけども、ここにつきましても本日当番委員の方にも見ていただいていますので何かありましたら お願いしたいと思うんですけど、4 番出口委員さん何かありますか。</p>
出口委員	<p>ないです</p>
議長	<p>5 番林田委員さん何かありますか。</p>
林田委員	<p>ありません</p>
議長	<p>皆さんから何かご質問などがあればお受けしたいと思いますけども、何かないでしょうか。ないようでしたら報告事項ということで、そのまま改良届の許可を出して進めていきたいと思えます。</p> <p>それではですね 5 番の議事の方に入りたいと思えます。</p> <p>議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>19 ページご覧ください。こちらがですね 7 月の総会の時にも話した件で、再協議が必要だろうということで不許可にした分でございます。彼杵宿郷の 538 と 539-6、2 筆で 1,310 m²、転用の目的が社会福祉施設への転用のためということで、先ほども言いましたけど備考に書いております 7 月総会で排水対策等が不十分として不許可(再協議)と、8 月 10 日に 7 月の時に現地調査をしていただいた方でもう 1 回調査をしております。</p> <p>20 ページが位置図です。同じなんですけれども、支店の近くの圃場となっております。</p> <p>21 ページこれが 7 月 26 日総会後に事務局で作って送ったものになるんですけど、黄</p>

	<p>色で色を付けているところ、農業委員会（総会）の意見ということで、少し読み上げますが、『排水対策に関して十分な対応がなされていない。隣接農地所有者の同意確認はもちろんのこと、大雨時などに被害が出ないよう水路等の整備するか、もし何かあった場合にきちんと対応するよう1筆もらうべきである。』と。あとは排水配置図について、『雨水の水路放流が当該図面だけでは十分には把握できない。』とかですね、③が『断面図が不明瞭である』とか、こういったことを指摘して対応をお願いしますと送っています。</p> <p>22 ページは一緒です。構図なんですけれども、この間意見が出たのが黄色いところ 538 の左側 537-1 と、535-1 です。この土地が相対的に下がるという状況になりますので、ここに対する対策が不十分ではないかという話が出ておりました。23 ページがちょっと修正された配置図なんですけど、まず修正された部分がです。538、その縦長の黄色いところの上の方にです、雨水側溝ということで、この辺の水はこっち側に流しますよということ、ここは多分そういう意味で受け取っています。断面図ですが、見にくいんですが縦に見ると右上の方に書いてあります。現況と町道と左に書いてあるのが転用後の話だと思うんですが、土破 1.0m～1.3m、水路 50 cmとかそういうのを追加で書かれています。ここには書いてないんですが、水路から 30 cm～50 cm程度は控えて土破をついてくださいとお伝えしており、わかっておりますとのことでしたので、そこは対応していただけたと思います。24 ページ、前は付けてなかったんですが、539-5 って書いてあるんですが、539-6 の間違いです。左から細く伸びているような黄色の枠で囲んでいる所ですが、ここに側溝を追加で記入をされました。線路みたいになっているところ。こちらを流すように追加されておまして、U 字溝の図を右下に付けられています。こちらの雨水はこちらに流すということで、ここもちょっと対策を取られております。25 ページが誓約書です。こちら事務局でこれでどうしようとしたものなんですけど、『大雨被害など、当該転用に伴う造成が影響していることが想定される問題が発生した場合は、当該農地所有者と十分に協議を行い、農地所有者から申し出があった場合には適切に対応し、また、その後の被害防止対策を実施することを契約いたします。』ということで、譲受人の印鑑と農地の所有者の方の印鑑です。委員の皆さんに見ていただいて十分かどうかかわからないんですが、対策もしているし、きちんと一筆とっていただいているので、許可相当と判定してもいいんじゃないかというような話にはなりましたが、再協議となったのでよろしくをお願いします。</p>
議長	ありがとうございました。今事務局の方からですね、説明があった通りに、若干再提出していただいた図面がわかりづらいところもありましたが、現場の方で、前回立ち合いしていただいた宮脇委員さん、福田委員さん、推進委員の下野さん、含めてですね、確認しながら進めていっているのですね、まずは現地確認していただきました2番の宮脇委員さん、何か補足とか説明とかありましたらお願いしたいと思います。
宮脇委員	2番の宮脇でございます。この件について先日の7月25日に開催した農業委員会での状況で、今事務局から説明のあったような再度立ち合いになりまして、立ち合いと同

<p>議長</p>	<p>時に事務局の方から申請者に対して、こういう理由で不許可になりましたというような説明をしていただいて、協議に入りました。前回よりも排水についてはU字溝を入れて水路を改善し、汚水を流すような対策をされており、近隣農地に対しても改善後の捺印、書類等についても提出されておりますので、私が立ち会ってみた限りでは、こういう状況で行かざるを得んのかと、また大雨ないしは災害が発生した時には、書類も提出されているので、書類提出を見守りながら対策を立てていただく感じで行かざるを得んのかなという感じで立ち会ってまいりました。</p> <p>今回は今回でという感じでの心理状況を説明しながら状況を見られていたのかなと感じております。以上でございます。</p>
<p>福田委員</p>	<p>ありがとうございます。引き続き福田委員さんから何かありましたらお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>3番の福田ですが、宮脇さんが全部言ってしまわれたので、私が言うことはないと思います。</p> <p>水路とかを農業委員会が確認して許可したとやろうもんという感じで言われたとですよ。許可ばしたとならなんで私だけというような感じで私は受けたとですよ。許可をするとき、そこらへんはよく先のことを見て、水路があったならあったとしてしっかり確認して 前の方がしていた方がそういうことをしておいた方が後から農業委員会が出したとやろうもん、言われんで良いのではないかと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。今のお二方に説明をしていただきましたが、その他の委員さん推進委員さんで質問等ありましたら挙手を持ってお願いしたいと思いますが何もご質問ないでしょうか。</p> <p>以前よりもかなり誓約書などもとられていますので何かあった時には、想像以上の災害等があった場合はどうしようもない部分もありますが、極力残った農地に影響は出ない状況にはなっておりますので、この状況で問題ないかと思います。</p> <p>皆様方から意見がないようでしたら採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長</p>	<p>この件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ということで許可相当と県の方へ上達したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料 27 ページをお願いします。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。売買ですね。</p> <p>駄地郷の農地ですが、地番は省略します。畑 4 筆、田 8 筆、計 12 筆で 5,972 m²です。今休耕地となっている農地を大村の譲受人が新規で取得するという事なんですが、書面のみで内容等を確認しており、話を聞く限りでは会社を運営しており社員を含めて管理する予定ということで、労力は十分にあるという話でした。28 ページが位置図です。駄地郷で 3ヶ所に分かれていまして、②が家のまわりで、①と③がちょっと離れたところの田となっております。全部で 12 筆、400 万円での売買となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今の事務局の説明のとおりですが、地元の林田委員さん把握されていることとか何かございませんか。</p>
林田委員	<p>今までしていました農地として作っていたが、なくなってしまったから休耕地になってしまった、それで丁度買いたいという人がいるので、一応連絡だけしておきますと、たったそれだけ、電話がありました。</p>
議長	<p>分かりました。その他にご説明とか。</p>
渡邊推進委員	<p>8 番推進委員の渡邊ですが、この件私現場を確認しに行ったとですよ。さっき言われたように②は家の周りで茶畑が前あったとですよ。今ちょっと荒れてからですが。①と③に関しては田んぼが一部出来ている状態で、③のちょっと下の部分、位置図の下の部分はちょっと荒れている状態ですね。周りは田んぼなんですけど、猪なんかが入ってきている状態なんですよ。今買ってもらって管理してもらったら周りの人は助かるんじゃないかと思しますのでよろしくをお願いします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして質問とかありましたらお受けしたいと思いますが、何もないでしょうか。</p> <p>ないようでしたら採決に入りたいと思います。この件に関しまして許可することと賛成する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可することといたします。</p> <p>それでは引き続き議案第 20 号農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>30 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画</p>

	<p>(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。まず1件目が所有権移転です。坂本郷3260-1 現況が茶畑、樹園地となっております。1,566 m²、売買となっております。100,000円でのやり取りとなっております。32ページに図面を付けておりますが、ちょうど坂本と中尾の境目ぐらいのところの土地となっております。</p> <p>続けて31ページを説明します。こちらは貸借権設定ということで、彼杵宿郷の2389-1、2400いずれも茶畑です、2筆で2,875 m²、15年、反の10,000円。備考のところですが、R4.6月に解約した圃場ということで、中間管理で借りていらっしゃいましたが解約し、そこを借受人が新たに借り受けますということで、出されております。場所としては33ページの図面です。さっき解約した土地の近くなんですが、赤で囲んでいる所2筆です。本当は、2389の右上にもう1筆あって、ここもどうでしょうということだったんですが、条件があまりよくないのでということでここは保留されました。説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。1件は中山の方、2件目は赤木の方ということであります。まずはこの件につきまして、補足とか説明とかありましたらまたお願いしたいと思うんですが、特段何もありませんかね。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それではまずは1番の方から質問がないようでしたら採決をとりたいと思いますが、1番につきまして許可することと賛成する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。続いて2番の件につきまして、許可をすることで問題ないという方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可といたします。</p> <p>ちなみにさっき言いました道下ですね、誰か借りる人がいたら、やっぱり改良をしなければ霜が当たるので、そういうところも含めて建設課あたりでも協議できればと思っておりますので、そういうことで面積を増やしたい方がいらっしゃいましたら、頭の片隅にでも置いておいてもらえればと思います。</p> <p>続きまして議案第21号農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	34ページをご覧ください。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画

	<p>(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。権利の種別が賃借権設定です。</p> <p>木場郷の農地でこちらも地番は省略しますが、田8筆、2,804㎡、使用賃借権です。借受人が以前から耕作はされているようです。期間が5年間の設定となっております。35ページが場所の写真です。赤枠で囲んでいる所ですが、1ヶ所空いているところが1154という地番で、こちらはもう借受人の所有地ということで、ここも一緒に作っているということでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきまして何かございましたらお願いします。</p>
山口委員	<p>6番の山口です。こちらは先ほど事務局の方から連絡があったとおり、ずっと前から借りられて耕作をされていたんですが、やはり正式に中間管理機構を使ってやってくれないだろうかということで、お願いをしたらですね、貸し手も借り手もいいですよとのことで、中間管理意向を通して貸し借りをしてもらおうということで挙げています。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件につきまして質問とかございましたらお受けしますが、何もないということですね。山口委員さんにおかれては、中間管理機構推進ということで進めていただいたということで、今現在まだ農地を借りるうえで基盤強化法、基盤強化を通してないところもあたりしますので、そういうところがあったら推進していただければと思いますので皆さんよろしくお願いします。</p> <p>この件につきまして皆さんから質問がなければ採決に移りたいと思いますが、それではこの件につきまして許可するというので賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可という事といたします。続きまして議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>36ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。2件ありますが内容的には1件ですのでまとめてご説明させていただきます。1件目が所有権移転、売買です。</p> <p>彼杵宿郷553-8、田1筆、300㎡、所有者が共有名義になっております。受人が駐車場に転用したいということで出されております。隣接する店舗の駐車場を確保のためとなっております。</p> <p>2件目がそれに付随する通路ですね。553-7、1筆233㎡、こちらは賃貸借契約ということで、隣接する農地への通路としても使いたいのので、ここだけは賃借でしたいとい</p>

	<p>う内容のようです。</p> <p>37 ページが図面です。下の図面、駐車場と通路を赤で表示していますが、この左上の運送業者さんの駐車場を前は借りていたが、事情により借りられなくなったということで、新しく駐車場を設ける必要が出来たということで、ここに新しく作りたいなどという話のようです。</p> <p>38 ページ、申請の原本ですが、転用の目的が『これまで事業用に借りていた駐車場が利用できなくなり、代替する駐車場が必要となりました。私の事業の店舗に隣接する本件土地を転用し主に従業員用として利用したいと考えています。』とされています。隣接する 553 番 7 (田 233 m²) を通路として併用します。ということで、同時申請をされています。39 ページが位置図です。553-8 が駐車場で、右上の 606 が店舗用地です。40 ページは付近の状況図ということで、①、②と写真の方向が書かれてありまして、41 ページに写真が書かれております。42 ページは通路申請の原本です。分けて出してと県の方から指示があって、2 件にまたがっております。転用の目的は、『このたび同時に申請しております隣地 553 番 8 の駐車場への通路として利用したい考えです。所有者様のご希望で今後の隣接農地での農作業にも利用も想定し所有権の移転ではなく賃貸借にて申請いたします。』ということで、いくらぐらいになるんですかねと今日お聞きしたんですが、まだ額は協議している状況で、もしかしたら無償になるかもしれないというお話でございました。44 ページが付近状況図で、写真の方向も書いております。45 ページの写真の方向になります。46 ページが事業計画書ということで、2 番、利用計画なんですけど、従業員用の駐車場として利用する計画です。3 番、現在の事業状況ということで、従業員 6 名、経営者及び家族、ご夫婦で 2 名と、4 番、これまでは近隣運送事業者様のご厚意で従業員の駐車場をお借りしていましたが、先方のご事情で今後利用できなくなり困っていたところ、知人の紹介で休耕地をお譲りいただけることとなりました。ということで転用を出されております。右側の 47 ページは駐車場の利用計画なんですけども、従業員数 8 名として計画をなさっているということで 48 ページです。配置図です。8 台分こういうふうに停める予定ですよという計画を出されております。49 ページ被害防除計画書ですが、ほぼ現状のまま利用すると、レベルは変更せず、砕石敷きとします。という内容になっています。簡単ですが説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ここにつきましても本日現地調査を行っております。まずは 4 番の出口委員さん何かございましたらお願いしたいと思います。</p>
出口委員	<p>4 番出口です。今日この圃場を見に行っただんですが、両サイドに水路、水がきていて、別にそうあまり高くはないんですが、いや深くはないんですが、別に問題はないかなと思いました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。同じくですね、5 番の林田委員さんも一緒に現地確認をしていただいております。何かございましたらお願いします。</p>

林田委員	そうですね、一応駐車場ということで、水路が両方にあるんですが特に問題はないと思います。
議長	ありがとうございます。推進委員の下野さんは何かご意見は大丈夫でしょうか。
下野推進委員	大丈夫です。
議長	<p>ありがとうございます。ここも私の担当地区になりまして、ここの周辺の農地というのはこの農地しかなくてですね。先ほど仰られたように両方に水路が通っているんですが、37ページの写真で見たら左側がゲント川で、右側の水路が右の方の田に行っている水路になると思います。右側の水路の脇には下水配管が入っていて、その部分については町有地になっているそうなので、そうそう水路に迷惑かかることはないんじゃないかと。左側の水路についても、特段問題はないのかなと思います。そのうえで、皆さん方からご質問等ありましたらお受けしますが何か質問等ないでしょうか。ないようでしたら採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>でしたら、この件に関して許可相当ということで賛成する方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	ありがとうございます。賛成多数ということで許可相当ということで県の方に上達したいと思います。続きまして議案第23号農地のあっせん申出について、説明を事務局よりお願いします。
事務局	<p>50ページご覧ください。標記の件について、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので、審議願います。ということで、2件ございます。</p> <p>まず51ページの図面ですけれども、八反田郷2002-1、外3筆、田5,704㎡、希望区分は貸借でも売買でも特にいいとのことでした。去年の利用状況調査では遊休農地判定を出されておりました、意向調査の返答はなかったと思います。</p> <p>続けますが52ページの図面ですが、八反田郷965、外4筆、田3,907㎡、売買、貸借でもいいですがも売買を希望ということでした。管理できないということで、近所の方が役場に除草をするように指導してくれないかと話をされたりしたりもする状況です。2件ともあまり条件がよくないので、出されてもちょっと厳しいんじゃないですかというお話はしていたんですが、一応出したいということでしたのでお受けして委員会としては、探す必要があるのかなというところなんです。以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございました。まずは1件目ですが、何回もいう情報ですが、これは八反田郷になりますが、宿太ノ浦線の自衛隊道路の脇から降りていったところなんです。

	よね。
事務局	そうです。旧道ですかね。
議長	福田さん行ったことあらずです？
福田委員	行ったことあるです。よっつききらんごとしとるもんね。誰もいないから。機械の入っていく道路じゃないもんね。こう回って行かないといけないから。ちょっとこれは無理じゃなかろうかねと思って
森土雄推進委員	私、太ノ浦で、元々3軒家が見えとるわけですが、もうその3軒とも亡くなられたりして、もう誰もいないと。知らないという状況で、今出ているこの水田もいま遊休農地に指定されているということですが、もう何年も、10年ももって耕作される前、状況の形で、階段工ですわね、猪も入る、ちょっと水の管理もしにくい、いろいろな面で、道そのものがカーブがずっとあるわけですが、これも町道の道端で、年に2回は太ノ浦の方で管理はしている訳ですが、この水田そのものはなかなかちょっと耕作するっていうのも、難しいんじゃないかなというような感じがします。息子さんはだいたいいらっしゃるんですが、申出者がお孫さんということになっっているようなんです、私は全く聞いておりません。
議長	この田んぼとかはですよ、もう農地じゃないような状態でしょうが、地目変更した場合に他の農地に影響が出るような場所では、周りになかとですよ。
森土雄推進委員	もう続きですから、これから続いてもうそのあとは川ですから。大きな河川です。影響は別になんかと思いません。下の川は大きいですから。塩鶴川ですから。
議長	分かりました。あっせんということで出ましたので、お声掛けをしていただけたら。ひょっとしたら、ぜひにと言う人もおらすかもしれんけん。よろしければ、八反田郷ですが、太ノ浦の方にもなるんですかね。
事務局	行政区として
議長	森推進委員さんと福田委員さん、ちょっと話しかけていただいてですね、まあどうにもならんですから、そういう面でも、どうにもならん時には農地から外そうかなと思しますので
事務局	原野化のお話もしたんですが、誰か作ってくれればそれが1番いいですよねって言わすけん、それはそうですよねって言って渡されたという状況です。

議長	<p>そういうことで、あっせん委員として一応お声掛けをしていただいておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>引き続き、2番の方ですが、場所としては条件が悪いところということで、八反田郷なので、森委員さん分かるでしょうか。</p>
森重幸委員	<p>13番森ですが、ここは旦那様が亡くなられて奥様だけですので、それでこの間からここは雑草が生い茂っていてどうしようもないということで、農業委員会に近くの人が刈ってもらえないかという連絡をされているんですよ。それでこの間刈り取りをなされていきました。ところがここですね、道が狭いうえに奥まで道がないんですよ。向きはいいところですが、何せ道もろくにないところだから道を作れば何とか可能じゃないかと思うんですが、以上です。</p>
議長	<p>分かりました。ありがとうございます。厳しい場所ということで、有効に使っていただければ一番いいんでしょうが、ここにつきましても一応あっせん委員ということで進めていきますので、あっせん委員で森重幸委員と福田委員をお願いしていいでしょうか。ここを借りるにしてもいきなり他の地区の人が来て借りれるような場所でもないですし、さっきの1番でしたら結構幅広くいいんでしょうが、出にくいところですが、あっせん委員ということでお声がけしていただければと思います。ただ今後、こういう場所が増えてきたときのいい方法とか対策とか事務局として何か。</p>
事務局	<p>一番いい方法はさっき言った原野化を進めるしかないのかなと思うんですが、2番みたいな周辺にあるもので何とも言いきれないところですね、多分誰もいないので後々連絡が来なかったら何もいなかったと思ってくださいねと、お手数ですがご自分枝シルバーさんに頼んでもらったりして管理をしてもらえないですかとお伝えはしておりますので、今のところいい対策っていうのはちょっと思いつかないですね。</p>
議長	<p>自分も農地から外すとき しやすいのかなっていうのがあれば。</p>
事務局	<p>要件を満たすようなら農地から外していいのかなと思うんですけども、そうですね、そこまでじゃないところもあるのですね。</p>
議長	<p>今後もこういう場所等は出てくるかと思えます。なかなか繋がらないところもあるかもしれませんが、そういうお声がけをしていただいております。そういうことこの事案につきましてそれぞれあっせん委員をお声掛けしていただければと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>議事の方はですね、以上になりますが、その他の件で。</p> <p>その他に何かなかったら休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

(はいの声)

以下、研修会のため略